



交通安全だより

第77号 平成25年6月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Tel.211-2268

札幌市の交通安全 <http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>

交 通
安 全

セーフティさっぽろ

飲酒運転を絶対にしない、させない。

飲酒運転経験者の多くは、飲酒運転の危険性を認識しています。

なぜ 危険なことだとわかっていて飲酒運転をしたのか。



少ししか飲んでいないから

そんなに酔っていないと思ったから

酔いが醒めたと思ったから

飲酒から時間が経って大丈夫だと思ったから

なぜ 飲酒運転を続けたのか。

事故を起こさなかったから

危ない場面に遭ったことがないから

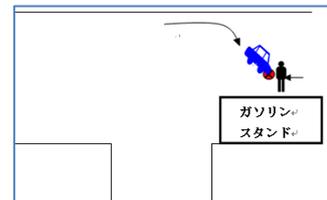
— 同じようなことを思った経験はありませんか？ —

飲酒運転による悲惨な交通事故は一向に後を絶ちません

小学生が飲酒運転の犠牲に

平成25年6月9日(日)午前10時39分頃 天候 晴れ

釧路市市道において、酒気帯び普通乗用車がスタンドに入るため右折中、歩道を歩行中の小学2年男児をはね、死亡させた。



飲酒運転の死亡事故率は飲酒なしの **8.7 倍**

酒酔い運転に至っては **23.2 倍**

飲酒運転による交通事故が死亡事故につながる危険性が高いことがわかります。

飲酒運転は絶対にやめましょう！！

※H22 飲酒に伴う交通事故結果(全国)

事故を起こさなくても飲酒運転そのものが**悪質で危険な犯罪**です。

罰則

☑️ 運転者

酒酔い運転をした場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転をした場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

⚠️ 罰則は運転者だけではありません

☑️ 車両提供者 (運転者と同等の罰則)

酒酔い運転をした場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転をした場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☑️ 酒類提供者・車両同乗者

酒酔い運転をした場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転をした場合

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



Q 酒酔い運転と酒気帯び運転の違いとは？

A 酒酔い運転とは飲酒量にかかわらず歩行状態が不確かなど、酒に酔った状態(酩酊状態)がみとめられた場合。

酒気帯び運転とは体内に一定基準以上のアルコールを保有している場合。

(基準値:呼気1Lにつき0.15mg以上)

「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう

ハンドルキーパー運動は、自動車で飲食店に行って飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送ることとして、飲酒運転を根絶するための運動です。積極的に実践しましょう。



ハンドルキーパーには...
酒を飲まない人(ハンドルキーパー)が、大事な自動車のハンドルを握り(キープし)、飲酒運転を防ぐことによって人の命を守る(キープする)という意味が込められています。

飲酒運転は身の破滅!! 二日酔いでも重大な飲酒運転!!